○今治市玉川近代美術館条例

平成17年1月16日 条例第91号 改正 平成22年3月31日条例第14号 平成23年3月31日条例第11号 平成31年3月28日条例第4号 令和元年6月28日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項、第3項及び第8項の規定に基づき、玉川近代美術館の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

- 第2条 玉川近代美術館を次のとおり設置する。
 - 名称 今治市玉川近代美術館(徳生記念館)
 - 位置 今治市玉川町大野甲86番地4
- 2 今治市玉川近代美術館(以下「美術館」という。)に企画展示室として文化交流館を設ける。 (使用の許可)
- 第3条 美術館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用 の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様と する。
- 2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)
- 第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、美術館の使用を許可しない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 美術館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、美術館の管理上支障があるとき。
- 2 市長は、美術館の収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同 じ。)については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。
 - (1) 学術研究に使用するとき。
 - (2) 収蔵資料の周知効果があるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、特別に必要があるとき。

(使用許可の譲渡等の禁止)

第5条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

- 第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、 又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。
 - (2) 使用の許可を受けた目的に違反したとき。
 - (3) 使用の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。
 - (4) 天災その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。
 - (5) 公益上必要があると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、美術館の管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料等の納付)

- 第7条 美術館の展示物を観覧する者は、別表第1に掲げる観覧料を観覧の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。
- 2 特別使用する者は、別表第2に定める特別使用料を納付しなければならない。
- 3 文化交流館を使用する者は、別表第3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、 市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。

(使用料等の減免)

第8条 前条に規定する観覧料、特別使用料及び使用料(以下「使用料等」という。)は、市長 が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

- 第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その 全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 市の必要により許可を取り消したとき。
 - (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。
 - (3) 使用の開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。

(撮影等の禁止)

第10条 美術館の展示資料は、撮影し、又は複写することができない。ただし、市長が特に必要があると認める場合はこの限りでない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、その使用が終わったとき又は第6条の規定により許可を取り消され、若しく は使用の停止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなけれ ばならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 美術館の管理は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、市 長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

- 第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 美術館の使用及び今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例 (平成18年今治市条例第26号。以下「共通使用条例」という。)に基づき美術館と共通使用 する他の公の施設の使用の許可及びその取消し等に関する業務。ただし、共通使用条例によ り共通使用する他の公の施設の許可権者が許可及びその取消し等をする場合を除く。
 - (2) 休館日及び開館時間の臨時変更に関する業務。ただし、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 美術館の収蔵品、施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金)

- 第14条 指定管理者は、美術館の利用者から当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を徴収する。
- 2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 3 利用料金の額は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内とする。
- 4 利用料金は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(過料)

- 第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。
 - (1) 第3条第1項の許可を受けずに使用した者又は同条第2項の許可の条件に違反した者
 - (2) 第5条の規定に違反した者
 - (3) 第6条の規定により許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者
 - (4) 第10条の規定に違反した者
- 第16条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の玉川町立 玉川近代美術館(徳生記念館)条例(昭和61年玉川町条例第14号。次項において「合併前の条 例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により なされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までの使用許可に係る合併前の条例の規定による観覧料については、なお合併 前の条例の例による。
- 4 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年今治市条例第60号)の規定により指定管理者の指定、指定の取消し又は指定の停止の処分があり、許可その他の行為を行う機関が変更された場合は、処分前に権限を有した機関が行った許可その他の行為は、処分後に権限を有する機関が行った許可その他の行為とみなす。また、処分前に権限を有した機関に対しなされた許可の申請その他の申請とみなす。

(読替規定)

5 第12条の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせた場合において、次の表の左欄に掲 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用す る。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第3条、第4条、第6条及び	市長	指定管理者	
第10条			
第11条	第6条	附則第5項の規定により読み替えて適用	
		される第6条	
	市長	指定管理者	
第15条第1号	第3条第1項	附則第5項の規定により読み替えて適用	
		される第3条第1項	
	同条第2項	附則第5項の規定により読み替えて適用	
		される第3条第2項	

附則第5項の規定により読み替えて適用 される第6条

附 則(平成22年3月31日条例第14号)抄 (施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。附 則(平成23年3月31日条例第11号)抄(施行期日)
- この条例は、平成23年7月1日から施行する。
 (経過措置)
- 2 第1条による改正後の今治市河野美術館条例、第2条による改正後の今治市玉川近代美術館条例、第3条による改正後の今治市大三島美術館条例、第4条による改正後の今治市村上水軍博物館条例、第5条による改正後の今治城条例、第6条による改正後の今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例、第7条による改正後の今治市玉川文化交流館条例、第8条による改正後の今治市大西藤山歴史資料館条例、第9条による改正後の今治市吉海郷土文化センター条例、第10条による改正後の今治市伯方ふるさと歴史公園条例、第11条による改正後の今治市上浦歴史民俗資料館条例及び第12条の規定による改正後の今治市菊間陶芸館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月28日条例第4号)抄(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 次項から第10項までに定めるもののほか、この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用又は占用に係るもの及び申込みに係る加入金について適用する。ただし、一定の期間をもって金額を定めるものとされている使用又は占用にあっては施行日以後に使用又は占用を開始するもの(許可等の更新によるものを含む。)、回数券、入館券等の発行による使用にあっては施行日以後の発行に係るものについて適用する。

附 則(令和元年6月28日条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 附則第4項の規定による廃止前の今治市玉川文化交流館条例(平成17年今治市条例第96号)

の規定により使用の許可を受けた者は、この条例による改正後の今治市玉川近代美術館条例の 相当規定により許可を受けた者とみなす。

(今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

3 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年今治市条例第60号) の一部を次のように改正する。

別表今治市河野美術館指定管理者選定審議会の項の次に次のように加える。

今治市玉川近代美術館指定管理者選定審議会	今治市玉川近代美術館
----------------------	------------

(今治市玉川文化交流館条例の廃止)

4 今治市玉川文化交流館条例は、廃止する。

別表第1(第7条関係)

観覧料

	区分	個人	団体(20人以上)
常設展示	一般	520円	420円
	学生	260円	210円
特別展示		市長が定める額	

備考

- 1 「常設展示」とは平常時に展示する美術品等の展示をいい、「特別展示」とは常設展示 以外の特別の企画による展示をいう。
- 2 常設展示については、高校生以下又は18歳未満は無料とする。
- 3 65歳以上の者については、一般の団体料金を適用する。

別表第2(第7条関係)

特別使用料

区分	単位	金額
閲覧	1点又は1冊につき	310円
写真撮影・原版使用		5,240円
貸出し・その他	市長が定める額	-

別表第3(第7条関係)

使用時間等	9:00~12:00	12:00~17:00	9:00~17:00	超過時間(1時間
施設名				までごとに)
文化交流館	2,670円	4, 450円	6,760円	1,690円

備考

- 1 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 「超過時間」とは、上表に定めのない時間帯において使用する場合の時間をいう。
- 3 冷暖房機器を使用するときは、所定金額の6割増とする。
- 4 入場料を徴するとき又は物品の販売若しくは役務の提供等についての勧誘を目的とするときは、所定金額の8割増とする。
- 5 「入場料を徴するとき」とは、入場料、観覧料、寄附金、優待券、資金募集その他名目 のいかんを問わず入場について直接又は間接に金銭を徴する場合をいう。
- 6 各区分の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。